

＜提案＞ わが国におけるがん登録の将来像

井岡 亜希子* 宮代 勲 津熊 秀明

1. 目的

2012年6月に策定される次期がん対策基本計画（案）では、がん登録の個別目標に「5年以内に、法的位置付けの検討も含め、効率的な予後調査体制の構築や院内がん登録を実施する医療機関数の増加を通じて、がん登録の精度を向上させることを目標とする」と記述されており、また、2012年度中に地域がん登録が全ての都道府県で実施される予定になっていることから、がん登録法の成立に向けた動きが活発化している。そこで本研究では、がん登録の生存確認調査の効率化および精度向上に向けて、がん登録法とともに実現が望ましい「わが国におけるがん登録の将来像」を具体的に提案する。

2. 方法

「わが国におけるがん登録の将来像」について、①顕名／非顕名情報の流れ、②院内がん登録や臓器別がん登録等が必要とするがん患者の生死情報の流れ、③がん対策へのデータ活用を中心に、地域がん登録室と関連機関との連携をまとめる。

3. 結果（図）

① 顕名／非顕名情報の流れ

厚生労働省指定都道府県／地域がん診療連携拠点病院（それに準ずる医療機関を含む）

の院内がん登録では院内標準項目を、それ以外の医療機関の院内がん登録では地域標準項目を、地域がん登録室に届出する。地域がん登録室では、非顕名院内／地域集計用項目を作成し全国がんモニタリング機関へ提供する。

② がん患者の生死情報の流れ

生存確認調査については、都道府県担当部局が住基ネットを用いた一括処理と住民票照会を実施し、そこで得られた居住確認情報を地域がん登録室で登録する。「該当なし」となった者については、全国がんモニタリング機関が調査を実施し、そこで得られた居住確認情報を都道府県担当部局へ提供、地域がん登録室で登録する。地域がん登録室は、届出のあった患者の生死情報を医療機関へ提供する。全国がんモニタリング機関に対しては、非顕名院内／地域集計用項目に生死情報を結合して提供する。

③ がん対策へのデータ活用

地域がん登録室では、当該地域の罹患や生存率等を集計、公表、そして都道府県に対してがん対策の提言を行い、医療機関に対しては、医療の質を把握する基礎資料として医療機関集計表を提供する。全国がんモニタリング機関では、全国院内がん登録集計、全国がん罹患／生存率モニタリング集計の公表、そして国に対してがん対策の提言を行う。

*大阪府立成人病センター がん予防情報センター企画調査課
〒537-8511 大阪市東成区中道 1-3-3

4. 考察

いずれのがん登録データの活用にも生死情報が不可欠で、生存確認調査は手間のかかる作業であることから、地域がん登録で把握された生死情報を各施設の院内がん登録を介して、臓器別がん登録等と共有する体制が最も効率的である。今後、このような体制の構築に向けて、手続き面や生存確認調査での住基ネット活用を可能にするための法改正等を議論していくべきである。

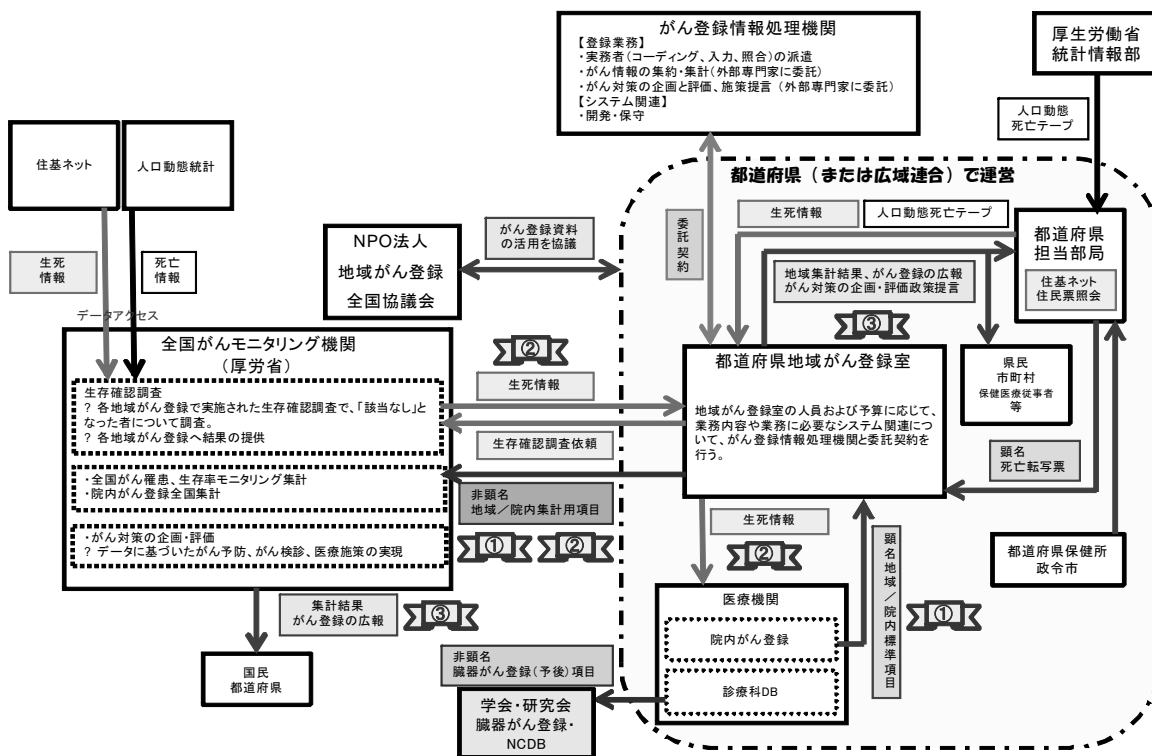


図 わが国におけるがん登録の体制 (案)